

平成 28 年度事業計画

1. 基本方針

シルバー人材センターは、60歳以上の高齢者が、働くことを通して健康の保持や生きがいを得ると共に、地域社会に貢献するという組織です。超高齢化社会の今、その果たす役割は地域にとって非常に重要だと認識されています。

しかし、その重要さとは裏腹に、会員数の伸び悩み、事業実績の落ち込みと、思い描いているセンター像とかけ離れてきているのが実情です。

平成28年度の国の方針として、前年度より実施されている「高齢者活用・現役世代サポート事業」の拡充により一般労働者派遣の仕事の開拓・提供を重点的に推進することとなっています。地方の小規模センターにとっては実績を上げることが非常に厳しい内容ですが、一般労働者派遣の推進は今後も続くものと思われま

す。シルバー人材センター事業を取り巻く環境は、大きく変化してきており、センター事業の安定した運営を実施するためには、会員数の増加並びに就業機会と職域の拡大を図る必要があります。

そのためには、会員及び発注者の皆様や、町、関係各位のご協力とご支援を賜るとともに、地域社会に貢献するシルバー人材センターとして、効率的な事業の推進と活性化に努めてまいります。

2. シルバー人材センター事業

(1) 就業機会提供事業

当センターは、高根沢町内の60歳以上の不特定多数の高齢者に対し、次の形態で「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る就業の機会を提供する。

① 請負・委任

民間や公共から請け負った仕事について、60歳以上の高齢者で当センターの会員である者に対し「請負・委任」契約により提供する。

② 有料職業紹介

(「請負・委任」「一般労働者派遣」により就業機会の提供できない場合)

公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会と職業紹介事業実施に関する協定を締結し、60歳以上の求職者に対して、「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る雇用就業を紹介する。

③ 一般労働者派遣

公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会と一般労働者派遣事業実施に関する協定を締結し、60歳以上の派遣労働を希望する不特定多数の高齢者に対して、「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る派遣労働を提供する。

(2) 就業機会確保事業

当センターは、60歳以上の高齢者に対して「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る就業機会を確保するために、次の事業を実施する。

① 普及啓発事業

当センターが不特定多数の高齢者の就業機会を提供・確保していることを広報周知し、働く意欲のある高齢者の入会促進と提供する業務募集を広報する。

ア. 対象 高根沢町内の一般町民、事業者

イ. 入会促進 町広報等による会員募集、会員による1人1会員入会運動の実施
入会説明会の開催、ホームページによる入会促進。

ウ. 業務募集 広報、ホームページによる業務募集。

② 安全・適正就業推進事業

事故の無い安全な就業の推進を図るとともに、仕事の受注に際し、法令を遵守した就業となるよう次の取組みを行う。

ア. 対象 60歳以上の高齢者で当センターの会員である者

イ. 安全・適正就業パトロール 年4回

ウ. 安全・適正就業会議の開催 年2回

エ. 安全・適正就業研修会の開催 随時

③ 就業開拓事業

企業、一般家庭、公共団体から高齢者に相応しい仕事の受注を確保するために次の取組みを行うことにより、就業先の拡大を図る。

ア. 対象 高根沢町内の事業者、一般家庭

イ. 開拓計画 役職員による定期訪問、会員による1人1仕事開拓運動の実施

2. 法人運営

定款に定める当センターの事業目的に沿って運営できるよう、次の会議を開催する。

① 理事会

事業執行状況や会員の入会承認など当センターの事業運営にとって重要な案件を審議・決定するために、年6回程度開催する。

② 総会

定時総会を6月に開催する。